

内閣官房長官 菅義偉様

人身取引対策に関する関係省庁連絡会議共同議長 内閣官房副長官補 兼原信克様 古谷一之様

## 人身取引対策に関する要請書

NGO、シェルター、女性団体など、30団体から構成される人身売買禁止 NGO ネットワークは、結成 10周年を期して、6月29日にシンポジウム「使い捨てにされる人々～人身売買大国ニッポンの現実」を開催しました。同ネットワークおよびシンポジウム参加者は、人身取引の根絶のため、日本政府が以下の対策を講じるよう、要請します。つきましては、要請の趣旨の説明および意見交換の機会をいただきたく、ご検討よろしくお願いいたします。

### 1. 体制

#### (1) 人身取引対策に係る政策の企画・立案・調整等を一元的に担当する機関を設置すること

- ・人身取引対策につき上記部局は存在しない。「人身取引対策関係省庁連絡会議」は調整機関で、それ自体の権限・予算はない。
- ・行動計画 2009 に「人身取引対策に係る政策の企画・立案・調整を一元的に担当する部局を設置する必要性について検討する」とあるが、特段の検討はまだなされていない。
- ・権限と責任のある部局は、実態調査、施策の企画・立案・調整、各施策の評価などを行い、中央省庁・自治体・NGOその他関係機関の担当者を構成員とすること。

#### (2) 被害者保護と防止に関する包括的法律を制定すること

### 2. 人身取引の温床となっている技能実習制度を廃止し、労使対等原則、職業選択の自由を含む労働権の保障が担保された、外国人を「労働者」として受け入れる制度を設計すること。

- ・技能実習制度の下で技能実習生は企業選択の自由もなく、多くが強制貯金、雇用主の一存における強制帰国、(強制帰国となれば没収される)保証金・違約金の定め、パスポートのとりあげ、携帯電話の所持禁止、外泊の禁止等の制約のため、厳格に日常生活を管理される中で、搾取を受けている。
- ・同制度は 2010 年より新しい制度となったが、研修・技能実習生の権利侵害の元凶であった受け入れ団体が(、)「監理団体」として制度の適正な運用を図る上で中核的な機能を負っているため、未だ制度は矛盾を抱えている。

### 3. 被害者の認定

#### (1) 労働搾取を目的とする人身取引を的確に認定すること

#### (2) 的確な被害者認定のため、様々な形態の事案を分析のうえ、被害者認定のためのガイドラインを作成すること

- ・人身取引の不可欠の要素は「搾取」(パレルモ議定書)。「移動」は必ずしも必要ない。仮に「移動」の過程で違法性がなくても、移動先の現場で「搾取」があれば(暴行・欺罔などの手段を用いてその場に留めれば)、人身取引となる。
- ・労働現場における搾取、風俗店における搾取、結婚生活における搾取などの事案を分析の対象とすること。

#### (3) 人身取引被害者とは認定できない場合でも、被害に応じた保護支援を実施すること

- ・「搾取」は価値判断を含む概念で、困難な場合もありうる。しかし、たとえ「人身取引の被害者」とは認定できなくても、被害に応じた保護支援は必要である。

#### (4) 関係者への十分な研修を行うこと

- ・警察官や入管職員だけでなく、労基監督官、自治体職員、検察官、裁判官、弁護士などへの研修も必要である。

## 4. 被害者支援の充実

### (1) 人身取引被害者支援センター(仮称)を設置すること

- ・政府と NGO のシェルターが協働し、短期及び中長期的支援を提供すること。  
労働搾取・性的搾取いずれの場合も、損害賠償請求その他の損害回復の手続きのため長期間を要する可能性があり、短期の一時保護の対応では十分でなく、中長期的対応が必要である
- ・男性被害者のためのシェルターを設置し、短期および中長期的支援を提供する事。
- ・多言語対応は必須である。衣食住、カウンセリング、医療、法的支援などを提供すること。再被害防止のため、語学教育や職業訓練も提供すること。

### (2) 損害賠償や未払い賃金、補償を確保できる制度とすること

- ・弁護士や支援団体への相談・依頼の機会を確保すること（法律扶助制度を利用）。
- ・加害者の特定やその財産把握が困難な場合も想定されるため、加害者から不法収益を没収し被害者への補償にあてる制度を創設すること。

### (3) 被害者の多様な背景を考慮した有効な支援を行なうこと

- ・日本人女性の被害が増加している現状も踏まえ、被害者の多様な背景、民族や文化を考慮した有効な支援を行うこと。そのためには、当事者支援を専門に行う民間グループの介入が欠かせない。民間への委託、助成をふくめた支援をおこなうこと。

### (4) 被害者への情報提供、被害者から支援機関へのアクセスを確保すること

- ・被害を受ける可能性がある人を含め、多言語による情報提供及び支援要請を可能とする方策を講じること。

## 5. 防止のための施策

### (1) 搾取を防止する観点から現行法制度を見直すこと

- ・搾取されることなく安全に就労できる在留資格を検討すること（入管法）。
- ・性的搾取防止のため法の見直しを検討すること：売春防止法(買春者処罰の導入など)、児童買春禁止法(児童ポルノの単純所持の処罰化や法定刑の過重など)、風営法。
- ・国際結婚等の斡旋業者や新日系人の就労斡旋業者について、実態調査のうえで必要な法規制等を検討すること。

### (2) 学校教育や社会教育において、また関連事業者等に対し、人身取引の実態・原因・責任を含めた周知、教育、啓発を行うこと

- ・人権、性差別、貧困、人身取引、私達ができることすべきことなどの周知、教育、啓発をすること。
- ・教材や資料、プログラムを開発・配布（視聴覚教材、パンフレット、ウェブサイト、教科書、教師用教材など）すること。

## 6. 調査・研究・評価

各施策の進捗状況を定期的に検証するとともに、人身取引に係る最新の情勢(実態)を把握し、手口の変化等に対応して、随時必要な施策を検討・推進すること。必要に応じて行動計画の見直しを行うこと。

人身売買禁止ネットワーク  
シンポジウム「使い捨てにされる人々～人身売買大国ニッポンの現実」参加者一同(約 200 名)

【連絡先】人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)

104-0042 東京都中央区入船 1-7-1 6 階 IMADR-JC 気付

Tel:03-6280-3100 Fax:03-6280-3102